○農林水産省令第四十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十三日

農林水産大臣　江藤　拓

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	
別表二（第九条関係）	
地域	植物
一　（略）	（略）
二　（略）	かんきつ類（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アキー、アセロラ、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルビンギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、きゆうり、きんきじゅ、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントうり（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリア・ビレア、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジュス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、フィクス・エリゴド

改正前	
別表二（第九条関係）	
地域	植物
一　（略）	（略）
二　（略）	かんきつ類（付表第四、第五、第十及び第五十八に掲げるものを除く。）、アキー、アセロラ、アボカド、いちじく、いちじくぐわ、イルビンギア・ガボネンシス、いんどめてんぐ、うどんげのき、おらんだいちご、オリーブ、カシューナッツ、がじゅまる、きゆうり、きんきじゅ、グリコスミス・ペンタフィラ、くろつぐ、コルディラ・ピンナータ、ごれんし、コロシントうり（付表第六十六に掲げるものを除く。）、ざくろ、サラカやし、サントール、すいか、スクレロカリア・ビレア、せいようかぼちや（付表第六十七に掲げるものを除く。）、たいへいようぐるみ、テトラクトミア・マジュス、てりはぼく、てんじくいぬかんこ、トマト、トリファシア・トリフォリア、なし、なつめやし、なんようざくら、にがうり、ねぐろもも、ねじれふさまめのき、バッカウレア・ラケモサ、バッカウレア・ラミフロラ、パパイヤ（付表第一、第十一及び第十二に掲げるものを除く。四の項において同じ。）、パラミグニア・アンダマニカ、びわ、びんろうじゆ、フィクス・エリゴド